国立大学法人東京学芸大学運営費交付金に関する取扱要項の一部改正について

改正理由：運営費交付金債務として次年度に繰越すことに伴い、所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （収益化の時期） 第４条　収益化の時期は、次に掲げるとおりとする。 (1) 期間進行基準：３月末日 (2) 業務達成基準：当該業務の完了日、ただし年度末において業務が執行途中の場合にあっては、達成度に応じた分を３月末日とする。 (3) 費用進行基準：費用が発生した時点。ただしこれにより難い場合にあっては当該月の末日とすることができる。 ２　前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、学長の承認を受けた後、当該運営費交付金債務の額について収益化せず、翌年度に繰り越すことができる。 (1) 契約が締結済みの調達において、本学の責によらない事由で事業年度終了時に検収が行われないことが明らかな場合 (2) その他、法令等により繰越が認められる場合 附　則 この要項は、平成 24 年 3 月 15 日から施行し、平成 24 年 3 月 1 日から適用する。	〔省略〕 （収益化の時期） 第４条　収益化の時期は、次に掲げるとおりとする。 (1) 期間進行基準：３月末日 (2) 業務達成基準：当該業務の完了日、ただし年度末において業務が執行途中の場合にあっては、達成度に応じた分を３月末日とする。 (3) 費用進行基準：費用が発生した時点。ただしこれにより難い場合にあっては当該月の末日とすることができる。